

# 公益財団法人鳥取県文化振興財団理事長（非常勤役員）の報酬に関する定め

平成25年5月29日制定

## 1 目的

この定めは、公益財団法人鳥取県文化振興財団（以下「財団」という。）の理事長（非常勤役員）の報酬について、公益財団法人鳥取県文化振興財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第3条第3項第1号の規定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 報酬等

- (1) 報酬 月額100,000円とする。
- (2) 就業日数 毎月4日以上とする。
- (3) 支払 毎月1回、指定する口座へ振り込むものとする。

## 3 費用弁償

財団旅費規程に基づき支払うものとし、1カ月の合計額を翌月の精算とする。

## 4 その他

その他必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て決定する。

## 附 則

この定めは、平成25年4月1日から施行する。